

※現在、お取扱いを休止しております。

商品の検討にあたっては、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のご確認のうえ、販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。また、これらの書類は大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

【「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例】

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 保険の特徴としくみについて
- 健康状態や職業などの告知について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

明治安田生命の個人情報のお取り扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申し込みの際に、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取り扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の機能(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「ゆめの階段」の引受保険会社は明治安田生命保険相互会社です。株式会社みずほ銀行は明治安田生命保険相互会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと明治安田生命保険相互会社になります。
- 「ゆめの階段」は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

明治安田生命コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-662-332

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

☎0120-855-519

受付時間:月～金/9:00～17:00

(12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)

引受保険会社



明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

ゆめの階段

5年ごと利差配当付通増終身保険(低解約返戻金型)

特に重要なお知らせ

(契約概要・注意喚起情報)

兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」で構成されております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。特に主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

みずほ銀行

明治安田生命

※現在、お取扱いを休止しております。

商品
パンフレット

はじめにご確認ください。

1. この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**であり、預金とは異なります。

2. この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、**書面により**お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

※明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、この取り扱いはできません。

3. 解約返戻金について

保険料払込期間中の解約返戻金は**既払込保険料相当額を下回ります**。
また、契約の型・契約年齢・性別・経過年月数によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

入院中の方を被保険者とするご契約はお申し込みいただけません。

主な取扱内容

契約の型	3倍型	2倍型
被保険者の契約年齢範囲	16歳～70歳(満年齢)	16歳～65歳(満年齢)
保険料払込期間	16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳～70歳：10年のみ	16歳～44歳：10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳：10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳：10年のみ
最低基本保険金額	80万円(10万円単位)	
告知書扱の基本保険金額上限*	16歳～39歳：1,500万円 40歳～49歳：1,000万円 50歳～60歳：500万円 61歳～70歳：250万円(〔2倍型〕は65歳まで)	
保険料払込方法	月掛(月払:毎月1回の払込み) 新年掛(年払:毎年1回の払込み)	※保険料払込方法は変更可能です。 ※保険料の一括払(前納)は取り扱いません。
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱) ※告知書扱でお申し込みできる場合でも、告知事項に該当する病歴があるときは、医的情報量が多い個人健康診断書扱や嘱託医扱(診査医扱)でのお申し込みをおすすめします。	
基本保険金額の増額・減額	増額：取り扱いません 減額：取り扱います	
契約者貸付	取り扱いません	
払済保険への変更	取り扱いません	

*同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけません。
※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

ゆめの階段

お客さまの目的に応じて
プランが選択できる終身保険です。



商品のしくみ等くわしくは次ページへ

I

商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

ゆめの階段 はお客さまの目的に応じ てプランが選択できる終身保険です！

I 特徴 資金準備の目的にあわせ プランを選択 できます！

- ご契約の型は【3倍型】と【2倍型】の2つの型から、保険料払込期間は1年きざみで選択します。
- 死亡・高度障害保険金は、契約日の1年後から毎年、基本保険金額の20%(単利)ずつ増加します。
- 死亡・高度障害保険金は、保険金通増期間満了後に、
【3倍型】は基本保険金額の3倍まで、【2倍型】は基本保険金額の2倍まで増加します。

⚠️ ・ご契約後、契約の型や保険料払込期間を変更することはできません。
・保険料のお払込みにあたっては、一括払(前納)は取り扱いません。

II 特徴 期間の経過とともに 解約返戻金が増加 します！

- 解約返戻金は、特に保険料払込期間満了直後に増加します。
- 解約返戻金は、資金が必要なときに活用することができます。

⚠️ ・保険料払込期間中の解約返戻金は、既払込保険料相当額を下回ります。
また、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

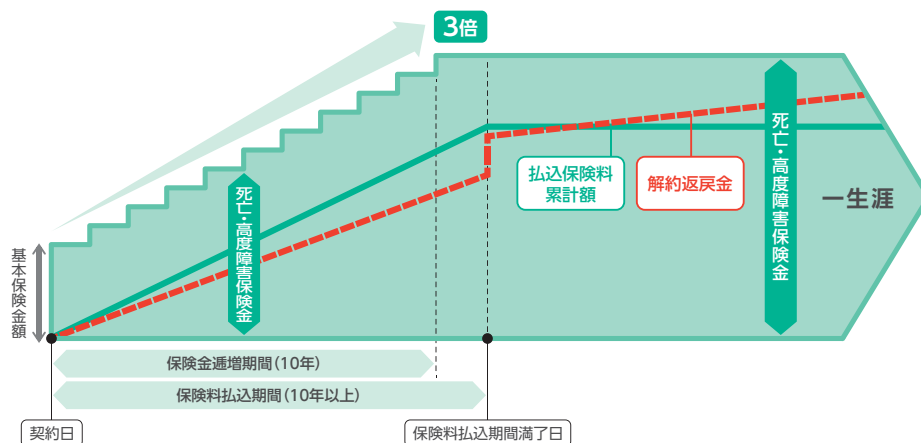
【3倍型】

商品のしくみ(イメージ図)

保険金通増期間満了後の死亡・高度障害保険金額	保険金通増期間	保険料払込期間	高額割引*の適用条件
基本保険金額×3倍	10年	10年以上	基本保険金額 340万円以上

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。 *高額割引についてくわしくは、12ページをご覧ください。

<毎年の通増額> 基本保険金額×20%



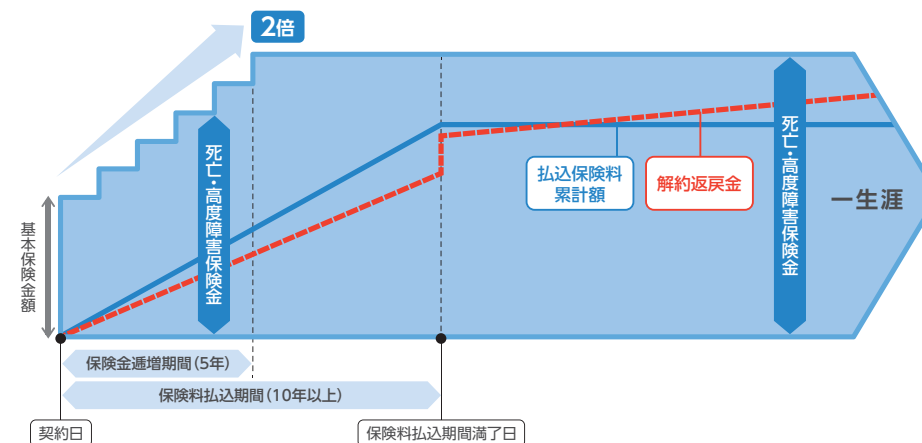
【2倍型】

商品のしくみ(イメージ図)

保険金通増期間満了後の死亡・高度障害保険金額	保険金通増期間	保険料払込期間	高額割引*の適用条件
基本保険金額×2倍	5年	10年以上	基本保険金額 500万円以上

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。 *高額割引についてくわしくは、12ページをご覧ください。

<毎年の通増額> 基本保険金額×20%



■ 保険料払込期間中の解約返戻金について

この商品は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中の解約返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

■ 保険料の払込免除について

被保険者が明治安田生命所定の障害状態に該当された場合、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。くわしくは10ページをご覧ください。

用語のご説明

<基本保険金額>

保険金を支払う場合の基準となる金額です。保険契約締結の際に、契約者が定めます。なお、基本保険金額が減額された場合は、減額後の金額になります。

<契約日>

保険期間の起算日であり、保険料を算出する際の年齢の計算の基準日となります。月掛の場合は、お申し込みと告知(診査)がともに完了した日の属する月の翌月1日となり、新年掛の場合は、お申し込みと告知(診査)がともに完了した日となります。

<保険金通増期間>

ご契約当初の【3倍型】10年間、【2倍型】5年間のことをいい、この期間は基本保険金額の20%(単利)ずつ、毎年死亡保険金額が増加します。保険金通増期間満了後、死亡保険金額は生涯にわたり一定となります。このため、保険金通増期間中の死亡保険金は、保険金通増期間満了後の死亡保険金に比べ、少なくなります。

I 商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。

ご契約者専用WEBサイト

MYほけんページをご活用ください。

MYほけんページ

検索



スマートフォンでも登録できます
(一部機種除く)。

「MYほけんページ」は、簡単にご契約内容の照会ができるほか、便利な健康・医療・介護関連サービス を利用できる、ご契約者専用WEBサイトです。

ご契約内容の照会

契約者ご自身で照会日時点の契約内容を確認することができます。

照会できる主な項目

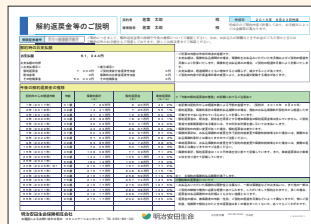
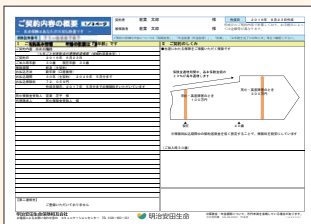
保険金額および保険料

解約返戻金額
(および以降の解約返戻金額の推移)

死亡保険金(給付金)受取人名

直近のお手続きの履歴

画面のイメージ



ご契約後のアフターフォロー

ご契約後に便利なサービスをご用意しています。

手続きができる主な項目

登録住所の変更手続き

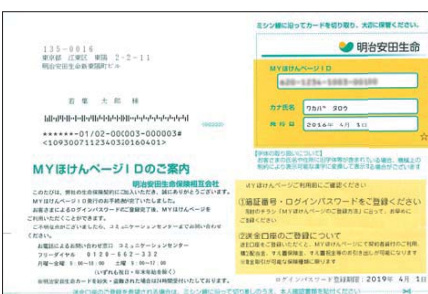
控除証明書再発行のご請求

名義変更手続き書類のご請求

保険料振替口座変更手続き書類のご請求

●メールアドレスをご登録いただくと、明治安田生命からのご案内を電子メールでもお受け取りいただけます。

「MYほけんページIDのご案内」見本



※明治安田生命の生命保険にお申し込みいただくと、同時に「MYほけんページ」にも申し込みがされます。

※ご契約成立後に左記の「MYほけんページID」を郵送しますので、明治安田生命ホームページからご登録ください(ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます)。

※ご不明な点がございましたら、明治安田生命コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

健康・医療関連サービス

24時間健康相談サービス

ご自身やご家族の健康・医療に関する電話相談を、24時間無料でお受けいたします。

提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

24時間妊産育児相談サービス

妊娠・出産と育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:ALSOKあんしんケアサポート(株)

スポーツクラブ優待利用サービス

全国の提携施設の優待を受けられます。

提供:セントラルスポーツ(株)

郵送検診優待利用サービス

がん、メタボ、ピロリ菌などを簡単に検査できる郵送検診キットを優待価格でご利用いただけます。

提供:入交クワイエット(株)

介護・障がい関連サービス

電話による介護相談

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士が24時間無料でお応えします。 提供:明治安田システム・テクノロジー(株)

一人暮らしの母の物忘れが
激しくなり心配なのですが…

介護施設の利用を検討して
いますが、誰でも利用できる
のですか?

他県に転居すると、これまで
受けていた介護サービスは
どうなるのか…

自宅の改修や介護用の器材
など、どこで準備すればよ
いのか…



電話相談を通じて、介護に関するさまざまなサービスをお取次ぎ・ご紹介いたします。

介護福祉機器購入・レンタル

介護食宅配サービス

安否見守りサービス

住宅改修



※購入代金およびサービス利用料金は、ご利用者負担となります(一部の商品・サービスについては優待を受けられます)。

障がい相談サービス

身体障がいに関するお悩みにも社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が電話でお応えします。 提供:明治安田システム・テクノロジー(株)

- リハビリテーション施設の案内
- 障がい者向けサービスの案内

- 障がい者向け就労支援機関の案内
- 障がい者サポート・患者会紹介

※これらのサービスは、2017年1月現在のものであり、サービスの内容・対象は将来変更される場合があります。
※取次・紹介先の事業者が提供するサービスに関する紛争・トラブルにつきましては、明治安田生命、明治安田システム・テクノロジーは一切の責任を負いません。

商品パンフレット

※現在、お取扱いを休止しております。



お申込後のお電話によるお問い合わせ窓口

お申込後のお問い合わせはコミュニケーションセンターが承ります(お申込前の商品内容に関するお問い合わせは、募集代理店までお願いします)。

明治安田生命コミュニケーションセンター

0120-662-332

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

月曜～金曜 **9:00～18:00**
土曜 **9:00～17:00**

いずれも祝日・年末年始を除く

※お問い合わせは契約者ご本人さま(死亡保険金のご請求は受取人)からお願いいたします。
※「ご契約内容の照会」や「お手続き書類のご請求」等はご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でもご利用いただくことができます。

■次のような場合は
コミュニケーションセンターにご連絡ください。

住所・電話番号等のご登録内容を変更する場合

被保険者がお亡くなりになった場合

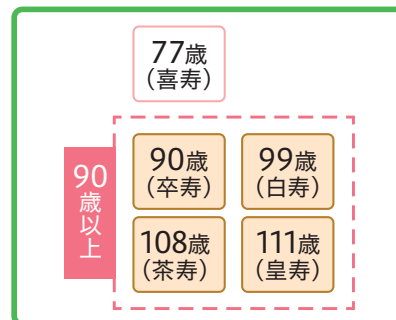
死亡保険金受取人がお亡くなりになった場合

死亡保険金受取人が認知症等により、意思能力がなくなられた場合等、死亡保険金受取人を新たに指定される場合

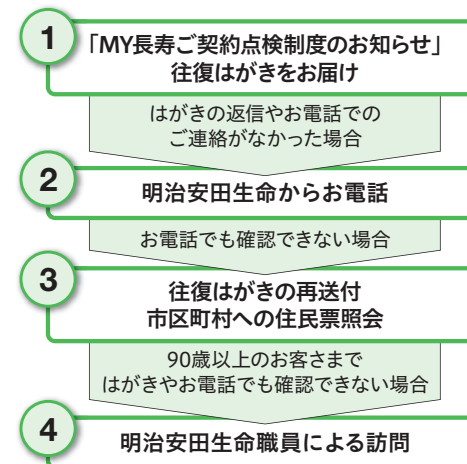
MY長寿ご契約点検制度

確実に保険金等をお受け取りいただくため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先変更の有無を確認する明治安田生命独自の制度です。

■対象のご契約者



■ご契約点検の流れ



ご契約後に明治安田生命より郵送する書類

ご契約後

①生命保険証券・保険証券付属書

- ・送付方法:簡易書留
- ・発送時期:通常、契約成立後3営業日程度で発送
- ※ただし、お申し込み内容により、さらに日数を要する場合があります。

②MYほけんページIDのご案内

- ※ただし、すでに「MYほけんページID」や「明治安田生命カード」をお持ちの方を除きます。

③口座振替予定のお知らせ(月掛のご契約)

- ・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、初回口座振替月(契約日の属する月の翌月)の中旬頃に発送

④生命保険料控除証明書

- ・1月1日から9月30日までのご契約 ⇒ 9月下旬～10月下旬頃に発送
- ・10月1日から12月31日までのご契約 ⇒ ご契約成立後に随時発送

保険料払込期間中 (ご契約の翌年以降)

⑤口座振替予定のお知らせ(新年掛のご契約)

- ・口座振替日や振替金額等記載のご通知を、毎年の口座振替月(年単位の契約応当日の属する月)の前月下旬頃に発送

⑥生命保険料控除証明書

- ・月掛(口座振替)のご契約 ⇒ 9月分の保険料のお振替えを確認後、10月下旬頃に発送
- ・新年掛(口座振替)のご契約 ⇒ 1月から9月までのお振替えの場合、9月下旬～10月下旬頃に発送
- 10月から12月までのお振替えの場合、当社への着金を確認後に随時発送

保険期間中

⑦明治安田生命からのお知らせ

- ・発送時期:年1回(毎年9月～10月頃)

※本案内に掲載している内容は2017年1月現在、郵送を予定しているものであり、将来変更が生じる場合がございますので、ご了承ください。

あなたの豊かで安心な老後をサポート

健康・医療に役立つ話題や介護費用・介護に関する疑問など、知りたい情報をお届けします。

「MY介護の広場」では介護経験のない方からご家族の介護を行う方まで、多くのみなさまに役立つ豊富な情報をご提供しています。介護の基礎から、費用についての具体的事例、さまざまな疑問への回答まで、みなさまのご要望にわかりやすくお応えします。

MY介護の広場

インターネットを通じて介護に関する情報を幅広く提供する総合情報サイトです。老後を安心して迎えるためのお金の準備や、頭と体を健康に保つための情報など、誰もが知りたい老後のことを、専門家のコラムや動画などで紹介しています。

MY介護の広場

検索

<http://www.my-kaigo.com/>

運営:明治安田システム・テクノロジー(株)



※現在、お取扱いを休止しております。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項や気になる事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田生命コミュニケーションセンター TEL 0120-662-332
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみについて

■ 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付逓増終身保険(低解約返戻金型)

■ 商品の特徴

この商品は一生にわたる死亡・高度障害保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。

- ・ 契約日の1年後から、保険金額が基本保険金額の20%(単利)ずつ毎年増加します。
- ・ 保険金額は、「3倍型」は基本保険金額の3倍まで、「2倍型」は基本保険金額の2倍まで増加します。
- ・ 所定の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払込みを免除して保障を継続します。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中の解約返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

■ 商品のしくみ

商品のしくみについては3・4ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

お支払いする保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	基本保険金額 × 下表に定める率 ^③	死亡保険金受取人 ^②
高度障害保険金	被保険者が所定の身体障害表の第1級の障害状態 ^① に該当したとき		被保険者

①障害状態についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

②原則、被保険者の配偶者または2親等以内の血族から指定いただきます(6人まで)。

③基本保険金額に乗じる率

契約の型	第1 保険 年度	第2 保険 年度	第3 保険 年度	第4 保険 年度	第5 保険 年度	第6 保険 年度	第7 保険 年度	第8 保険 年度	第9 保険 年度	第10 保険 年度	第11 保険 年度以降
3倍型	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0
2倍型	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※保険年度とは、契約日または各年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの1年ごとの期間をいいます。

※死亡保険金は、一時支払いのほか、すえ置支払い(すえ置期間は10年以下)も選択できます。



- ・ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。
- ・ 契約の型・契約年齢・性別・保険料払込期間等によっては、保険金逓増期間中、死亡保険金額が払込保険料累計額を下回ることがあります。

■ 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合の主な事由については、16ページの「4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 保険料の払込免除について

被保険者が明治安田生命所定の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

<保険料のお払込みが免除される場合>

被保険者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害表の第2級または第3級の障害状態*に該当したとき

*障害状態についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※現在、お取扱いを休止しております。

■ 特約について

代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者本人が事故や病気で寝たきりの状態になる等、ご請求を行う意思表示が困難な場合、所定の方が被保険者に代わって保険金等をご請求できる特約です。

<代理請求の対象となる保険金等>

- ・高度障害保険金
- ・リビング・ニーズ特約[通増終身用]の特約保険金
- ・契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除

<代理請求できる方>

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫等)
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めい等)

※死亡保険金受取人が変更された場合、代理請求人も変更されます。

リビング・ニーズ特約[通増終身用]

契約日から一定期間経過以降(「3倍型」は契約日から10年経過以降、「2倍型」は契約日から5年経過以降)、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、被保険者ご自身が死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求できる特約です。

※契約日から一定期間以内(「3倍型」は契約日から10年以内、「2倍型」は契約日から5年以内)は、余命6ヵ月以内と判断されるときでも、「特約保険金」はご請求いただけません。

※「特約保険金」のお支払いにあたっては、所定の利息(6ヵ月分)および保険料相当額を差し引きます。

※「特約保険金」は、代理請求特約が付加されており、かつ被保険者ご自身がご請求できない特別な事情があるときは、被保険者に代わり、代理請求人がご請求いただくこともできます。

4 お申し込みの際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。

契約の型	3倍型	2倍型
保険期間	終身	
被保険者の契約年齢範囲	16歳～70歳(満年齢)	16歳～65歳(満年齢)
保険料払込期間	16歳～44歳:10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳:10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳～70歳:10年のみ	16歳～44歳:10年～40年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢80歳以下) 45歳～64歳:10年～30年 (保険料払込期間満了時の被保険者年齢75歳以下) 65歳:10年のみ
最低基本保険金額	80万円(10万円単位)	
最高基本保険金額*1 (告知書扱の 基本保険金額上限*1)	16歳～19歳:1,660万円(1,500万円) 20歳～24歳:6,660万円(1,500万円) 25歳～39歳:1億円(1,500万円) 40歳～49歳:1億円(1,000万円) 50歳～60歳:1億円(500万円) 61歳～65歳:1億円(250万円) 66歳～70歳:6,660万円(250万円)	16歳～19歳:2,500万円(1,500万円) 20歳～24歳:1億円(1,500万円) 25歳～39歳:1.5億円(1,500万円) 40歳～49歳:1.5億円(1,000万円) 50歳～60歳:1.5億円(500万円) 61歳～65歳:1.5億円(250万円)
保険料払込方法	月掛(毎月1回の払込み)・新年掛(毎年1回の払込み) ※保険料払込方法は変更可能です。 ※保険料の一括払(前納)は取り扱いしません。	
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱(診査医扱) ※告知書扱でお申し込みできる場合でも、告知事項に該当する病歴があるときは、医的情報量が多い個人健康診断書扱や嘱託医扱(診査医扱)でのお申し込みをおすすめします。	
基本保険金額の増額	取り扱いしません	
基本保険金額の減額	取り扱いします	
契約者貸付	取り扱いしません	
保険料の自動振替貸付*2	取り扱いします	
払済保険への変更	取り扱いしません	

*1 同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

*2 保険料が猶予期間内に払込まれない場合、明治安田生命が所定の範囲内で保険料を貸し付けて、ご契約を有効に継続させることをいいます。貸付金の元利合計額は死亡保険金や解約返戻金をお支払いするときに差し引かれます。

※市場金利情勢によっては、取扱規程が変更となる場合があります。

※基本保険金額や毎回の保険料等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」およびお申込内容を必ずご確認ください。

■ 保険料の高額割引について

お申し込みの基本保険金額が所定の金額以上の場合、保険料の高額割引が適用され、所定の金額未満の場合とくらべて割安な保険料でご加入いただけます。

<適用条件>

契約の型	基本保険金額	割引額
3倍型	340万円以上	基本保険金額100万円につき、月額180円(年額2,160円)
2倍型	500万円以上	基本保険金額100万円につき、月額120円(年額1,440円)

※ただし、減額等により基本保険金額が適用条件よりも小さくなった場合は、保険料の高額割引が適用されなくなるため、減額前の保険料に比べ割高となる場合があります。

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

12

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

11

※現在、お取扱いを休止しております。

注意喚起情報

「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。

■特に、主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)

■申込日または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

■お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命あて上記期限内に発信してください。

- ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・毎回の保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名・預金種目、口座番号、口座名義人氏名〔カナ・漢字〕)
- ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ
※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

■明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、お申し込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)

■契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の傷害状態、職業等、明治安田生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■保険料のお払込みについて

第1回目の保険料は、契約時に明治安田生命指定の口座にお振込みください。第2回目以降の保険料は、ご指定いただいた口座からの振替(引き落とし)となります。

	契約日	第2回目保険料の払込期月	保険料振替日
月掛	お申し込みと告知(診査)がともに完了した日の属する月の翌月1日	契約日の属する月の翌月	払込期月の毎月27日*
新年掛	お申し込みと告知(診査)がともに完了した日	契約日の翌年の契約応当日の属する月	

*その日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

5 配当金・解約返戻金について

■配当金

・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。

・配当金は明治安田生命所定の利率*で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や解約返戻金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

適用される利率については明治安田生命ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)でご確認ください。

■解約返戻金

・保険期間中に解約された場合の返戻金は、ご契約時に確定します。

・この商品は、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金を低く設定することで、保険料を割安にしています。保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く設定しない場合の額の7割となります。

・保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、既払込保険料相当額を下回ります。

特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

また、契約の型・契約年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が既払込保険料相当額を下回ることがあります。

6 費用について

■お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等の支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。これらの経費は契約内容によって異なるため、一律の算定方法を記載することができません。

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

14

II

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

13

※現在、お取扱いを休止しております。

■ 診査医扱いのご契約の場合には、明治安田生命が指定した医師が
ありますので、その場合についても同様に、事実をありのままに正確にもれなくお答え(告知)
ください。

■ 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命および明治安田生命が指定した医師が
有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭で
お話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■ 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込
後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診
療した医師等に対し、症状等について照会や確認をさせていただく場合があります。

■ 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、
事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義
務違反」としてご契約を解除することがあります。

■ 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしな
いことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生
命はご契約を解除することはできません。

ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がな
く、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認めら
れる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。

※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いするこ
とはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3 保険契約が承諾となった場合、お申し込みの受領と告知(診査)がともに完了したときから、 明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

■ お申し込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、お申し込みの受領と告知
(診査)がともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。

■ 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を
行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの
保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

■ 明治安田生命が保障を開始する前に発病した疾病や、発生した傷害を原因とする場合。
ただし、ご契約の際の告知等により、明治安田生命がその原因の発生を知っていた場合等
には、お支払いすることがあります。

■ 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、
契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。

■ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、また
は詐欺により取消しとなった場合。

■ 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または
死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、
重大事由によりご契約が解除された場合。

■ 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目
的の行為がありご契約が無効となった場合。

5 保険料のお払込みについて

■ この商品の保険料は、毎月または1年に1回、継続してお払込みいただく必要があります。

■ 新年掛のご契約の場合、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅(解約・死亡等)により、
保険料のお払込みが不要となった場合は、次の金額を払い戻します。

【お払戻し額】

すでに払込まれた保険料のうち、「保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来す
る月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間*の末日までの月数」に
対応する保険料

*払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間

■ 保険料は払込期月内にお払込みください。保険料のお払込みには猶予期間がありますが、猶予
期間中にお払込みがないとご契約は効力を失います(失効)。ご契約が失効した場合、死亡保険
金・高度障害保険金等のお支払事由が発生しても、死亡保険金・高度障害保険金等をお支払い
いたしません。

	払込期月	保険料払込猶予期間
月掛	月単位の契約応当日の属する月の 1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
新年掛	年単位の契約応当日の属する月の 1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から 翌々月の契約応当日まで

※現在、お取扱いを休止しております。

■保険料が猶予期間内に払込まれない場合、保険料の自動振替貸付
明治安田生命が所定の範囲内にて保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。ただし、
契約者からあらかじめ希望されない旨のお申出があった場合には、この取り扱いはしません。

■口座振替のご契約の場合、保険料振替日(毎月27日)に保険料の振替えができなかった場合
は、翌月の保険料振替日に再度口座振替を行います。
※月掛の場合は、翌月の保険料とあわせて2ヵ月分の保険料の振替えを行います(残高が2ヵ月分の保険料に満た
ない場合は、1ヵ月分の保険料の振替を行います)。

■いったん失効したご契約でもご契約の失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むこと
ができます。復活のお申し込みの際は、改めて告知が必要となります。告知にあたっては、
明治安田生命が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお
知らせ(告知)ください。
※告知内容等によっては、診査を必要とする場合があります。
※健康状態によっては、復活できないこともあります。

■ご契約の復活を明治安田生命が承諾した場合には、告知と、延滞保険料およびその利息のお払
込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■この商品は、払済保険への変更は取り扱いません。

6 解約・減額と返戻金について

■契約者はいつでもご契約を解約・減額することができます。この場合、契約者は返戻金を受け
取れます。ただし、解約された場合、ご契約は消滅します。

■お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等の支払い、ご契約の締結や
維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額が解約・減額の際に払い戻されます。

■この商品は、保険料払込期間中に解約された場合の返戻金を低く設定することで、保険料を
割安にしています。保険料払込期間中に解約された場合の返戻金の額は、解約返戻金を低く
設定しない場合の額の7割となります。

■保険料払込期間中に解約された場合の返戻金は、既払込保険料相当額を下回ります。
特に、ご契約後短期間で解約された場合は、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

■基本保険金額の減額は、10万円単位で取り扱います(減額後の基本保険金額は80万円以上
必要です)。この場合、ご契約は減額された分だけ解約されたものとします。
※基本保険金額80万円でご契約された場合、減額は取り扱いません。

7 保険金額等が削減される場合について

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減
されることがあります。

■保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構(以下
「保護機構」)は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への
資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される
「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐこと等により、保険契約者等の保
護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約
(再保険を除く)のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金等の90%まで補償されます。
また、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金等の10%
が削減されるという意味ではありません。たとえば破綻保険会社の財産の評価額が責任
準備金等の90%と移転等の費用の合計を上回る場合には、削減幅が責任準備金等の10%
未満となる場合があります(2017年1月現在)。

「保護機構」の詳細については、生命保険契約者保護機構
(TEL:03-3286-2820 ホームページ:<http://www.seihohogo.jp/>)
までお問い合わせください。

■なお、責任準備金とは、将来の保険金・年金等をお支払いするために、保険料の中から必要な金
額を積み立てている積立金のことです。この商品の責任準備金は、解約返戻金以上の金額とな
ります。

8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約 のお申し込みをご検討されている方へ

■現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって
不利益となります。

- ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった
場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が
新たなご契約では保障されない場合があります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込み
をお断りすることや、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなること
があります。

9 相互会社の社員の権利義務について

■明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代
会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」
となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な
義務としては保険料の払込義務があります。

10 生命保険の税金について

■生命保険料控除について

お支払いいただいた保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■解約返戻金受取時にかかる税金について

以下の課税対象額が所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税の対象となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{解約返戻金} - \text{必要経費(既払込保険料)} - \text{特別控除(50万円を限度とする)} \} \times 1/2$$

※他の一時所得と合算します。

■高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約の特約保険金受取時にかかる税金について

高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約の特約保険金は、身体の傷害等に基づいて被保険者が受け取る場合、その全額が非課税となります。また、被保険者の配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族が代理請求された場合も、お支払いした保険金は、同様に非課税となります。

■死亡保険金受取時にかかる税金について

契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

[ご契約例]

	契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2016年12月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更にとまなない、保険料のお支払い、保全お手続き、保険金等のお受取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

11 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

12 保険金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約が付加されているときは、代理請求人からご請求いただけます。
- 契約者は代理請求人となられる方に対し、「ご契約内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。
- あらかじめリビング・ニーズ特約[通増終身用]を付加することにより、契約日から一定期間経過以降(「3倍型」は契約日から10年経過以降、「2倍型」は契約日から5年経過以降)、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の一部または全部を「特約保険金」としてご請求いただくことができます。
- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

